

九戸村防災士養成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上のため、地域における防災の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得に要する費用について、村予算の範囲内において補助金を交付することに関し九戸村補助金交付規則（昭和 35 年九戸村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防災士

特定非営利法人日本防災士機構（以下「機構」という。）による認証を受けた者であって、現に防災士台帳に登録のある者をいう。

(2) 研修機関

機構が認証した機関で、防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(3) 試験

研修機関が実施する講座を履修することによって受験資格を得ることができる機構が実施する防災士資格取得試験をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象となる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付を申請した時、日本国籍を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく村の住民基本台帳に登録されている者であって村の区域内に在住する者であること

(2) 講座を受講した者

(3) 村の区域内の自主防災組織に所属又は村の区域内の自治会に加入している世帯に属する者であって、当該自主防災組織の代表者又は自治会の長の推薦を受けた者

(4) 防災士として村の区域内の自主防災組織又は村の防災力向上のための活動をする意思のある者

(5) 村税、水道料金及び下水道使用料を滞納していない者

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 講座の受講料

(2) 試験の受験料

(3) 防災士認証登録に係る登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費のうち、現に要した経費の合計に相当する額とし、24,000 円を限度とする。

(補助金の制限)

第6条 補助金の交付は、補助金交付対象者 1 人につき 1 回限りとする。

2 防災士の資格取得に係るこの補助金以外の公的な補助、助成等を受けていない者又は受ける予定のない者であること。

3 岩手県が開催する防災士養成研修会であって当該費用の一部を岩手県及び村で負担するものに村の推薦を受けて参加する者は、この要綱の補助金の交付を受けた者とみなす。この場合、第4条の規定は適用しない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象者は、講座が開始する日前に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第1号）

(2) 推薦書（様式第2号）

(3) 同意書（様式第3号）

（補助金の交付決定及び補助決定者の責務）

第8条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、地域における防災力の向上の担い手として、積極的に自主防災組織等の活動及び村が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

（中止の報告）

第9条 交付決定者は、防災士の資格の取得の中止若しくは延期又は取りやめ若しくは辞退をする場合は、遅滞なく、その旨を村長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告及び補助金交付の請求）

第10条 交付決定者は、機構による認定登録が行われ、防災士認証状及び防災士証の交付を受けたときは、当該交付を受けた日から30日を経過した日又は当該交付を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて補助金の交付を請求し、及び補助金の交付に係る事業の実績について村長に報告しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類は、補助金の交付を申請した年度において試験に合格した場合に添付することとし、そうでないときには、合格後に前段の規定に準じ提出するものとする。

(1) 防災士認証状の写し及び防災士証（表裏両面）の写し

(2) 第4条に掲げる費用を支払ったことが明らかになる書類（領収書等）

(3) 講座の修了、試験の受験又は資格の登録があったことが判る書類

(4) 前三号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

（協力依頼）

第11条 村長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、防災に関する村の活動に対して協力を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 申請のあった日の属する年度において、第3条の規定に該当しなくなったとき又は該当しないこととなる見込みであるとき

(2) 講座を修了していないとき

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) この要綱又はこの要綱に基づく村長の指示に違反したとき。

(5) 前四号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、この要綱の施行日前において、この補助金の交付に係る講座が開始しているときは、第7条中「講座が開始する日前」の規定については、適用しない。